

障害者サポートハンドブック

親亡きあとのために

平成 28 年 1 月

うべ障害者サポートネットワーク

障害者サポートハンドブック 目次

親亡きあとのために

項目	ページ
I はじめに	P 1
II 親亡きあとの諸課題	P 1～2
III 生活保護・生活困窮者自立支援制度	P 2～5
1. 生活保護制度とは	
2. 生活保護を受けるための要件及び生活保護の内容	
3. 相談・申請窓口	
4. 生活困窮者自立支援制度	
IV 障害福祉サービス	P 5～8
1. 自立支援給付（介護給付、訓練等給付、補装具・日常生活用具）	
2. 障害者手帳	
3. 難病疾患・重度心身障害者の方々のための福祉サービス	
4. 相談支援事業・権利擁護	
V 成年後見制度	P 8～10
1. 成年後見制度とは	
2. 成年後見制度が利用できるまでの流れ	
3. 任意後見制度	
4. 一口後見人プロジェクト（お気軽☆成年後見）	
VI 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）	P 10～11
VII 障害年金	P 12～13
VIII 遺族年金	P 13～15
IX 相続・財産信託	P 15～18
1. 相続	
2. 財産信託	
X 障害者の住まい	P 18～21
1. 市営住宅	
2. 県営住宅	
3. グループホーム（共同生活援助）	
4. 民間住宅	
5. リバースモーゲージ（逆抵当融資）	
XI 就労について	P 22～23
1. 企業で働く	
2. 障害者福祉サービス事業所（作業所）で働く	
XII 障害者やご家族のための相談先	P 23～26
うべ障害者サポートネットワーク メンバー	P 26

I はじめに

うべ障害者サポートネットワークのメンバーによる「障害者サポートハンドブック」をお届けします。

我々メンバーは、障害を持つ当事者の皆さんの親亡きあとの諸課題とその対策について、平成 23 年 6 月以降取組んできました。この間、「宇部市障害支援者交流の集い」（平成 24 年 1 月 14 日 宇部市と共催）、「親亡きあとの安心のために 相談会」（平成 24 年 11 月 24 日 共催 宇部市社会福祉協議会、後援 宇部市）を開催すると共に、定期的な会合を重ねてきました。この度予定より大幅に遅れたものの、本ハンドブックを作成いたしましたので、ご活用いただければ幸いです（宇部市居住の方を対象に記述してあります）。

当事者やご家族の皆様、施設等で支援に当たっていらっしゃる職員の方々にとって、多少でもお役に立てればと願っています。

執筆や検討のためにご協力いただいたメンバー、関係者の皆様にお礼申し上げます。

II 親亡きあとの諸課題

障害を持つ子の親にとっての最大の悩み、不安は、「親亡きあとの子供の生活の維持」です。1) 誰が面倒をみるのか、2) お金はいくらいるのか、3) お金や財産の管理はどうするか、4) 兄弟姉妹達との関係はどうなるか等、悩みや不安は尽きません。しかし、これらの諸課題について、「準備している」と回答する親は、少数（30%程度）であり、「準備」の内容もお金や保険等に限定されるようです。

このハンドブックは、「親亡きあとの諸課題」に関連するテーマについて説明をしたものですが、基本的な内容に止っています。また、お一人ずつとるべき対応は異なりますので、詳細については、XII「障害者やご家族のための相談先」（23 ページ以降）に記載の箇所へお問合わせ下さい。各々の対応策は、一長一短があり、1つの対策をしたから万全という訳にはいきません。ケース毎にいくつかの対応策を組み合わせることが望ましいと思います。

自分たちにとって、どのような支援が必要かをまず検討された上で、宇部市社会福祉協議会等の支援機関で、課題を整理してもらって、早目に、時間に余裕のあるうちに、必要な対策をとられたらどうでしょうか。

法規も、福祉制度も、以前と比較すると、内容が充実し、整備されてきたと思います。しかし、当事者やご家族の立場からすると、とりわけ重度の障害者の場合は、介護不足や費用負担等制度の不備や不十分さ、使いにくさを感じていらっしゃるのではないかと推察

されます。これらの問題については、声をあげて指摘をしていただき、共に考え関係者が協力して、一歩ずつ改善していく他ないのではないかと思います。

長期の引きこもり等で、親亡きあと、就労はもとより、自立した生活そのものが困難という人もいます。様々な対応をした上で、なおかつ「働けない」、あるいは「働かない」という選択をせざるを得ない場合もあります。このような現実を認めた上で、対処しなくてはならないケースにおいては、将来に向けてのプランを早期に立てる必要性が高まります。「働けない」、「働かない」というケースにおいても、家事能力（調理、洗濯、掃除、ゴミ出し等）を日常的に高めていくという対応が望まれます。また、相談支援機関とのネットワークを作っておくこと、完全でなくてもよいから、金銭管理の能力を高めていくための努力が必要でしょう。

相談に行く前に

相談を受ける人も、相談者（当事者、ご家族）の現状（資産、家族関係、病気・障害の現状や見通し等）が判らないと、的確な助言ができません。特に、資産（不動産、貯金、株式、債券、年金、保険、マイナスの資産である借金）について把握し、文書にまとめておく必要があります。これはライフプランを考えるためにも必要です。

注 親が受給している年金は、原則として死亡月で支給が打ち切られます。共済年金にあった転給制度は、平成 27 年 10 月 1 日実施の厚生年金・共済年金一元化に伴って廃止されました。

Ⅲ 生活保護・生活困窮者自立支援制度

1. 生活保護制度とは

生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。生活保護は、次の 8 種類の扶助で構成されています。1) 生活扶助（日常の暮らしの費用）、2) 住宅扶助、3) 医療扶助、4) 教育扶助、5) 介護扶助、6) 生業扶助（職業能力開発他）、7) 出産扶助、8) 葬祭扶助。本稿では、生活扶助について説明します。

2. 生活保護を受けるための要件及び生活保護の内容

(1) 保護の要件等

生活保護は世帯単位で行い、世帯全員が、その利用し得る資産、能力その他あら

ゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

資産の活用とは

預・貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等を行い生活費に充ててください。

能力の活用とは

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

あらゆるものの活用とは

年金や失業手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。

扶養義務者の扶養とは

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

そのうえで、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

(2) 支給される保護費

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。地区別冬季加算、障害者加算等の各種の加算があります

最低生活費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

(3) 保護費は、いくら支給されるか

40歳、独身、持家なしの当事者の場合の支給額（月額）

生活扶助	69,960円（冬季には月額2,580円を加算）
同障害者加算	16,310円
合計	86,270円
住宅扶助	31,000円

- 注 1. 平成 27 年 4 月時点の金額です。
2. 福祉施設・作業所等からの工賃が、月額 15,000 円以内であれば、生活扶助からの給付（保護費）は減額されません。

3. 相談・申請窓口

(1) 事前の相談

生活保護制度の利用を希望される方は、宇部市福祉事務所生活支援課までお越し下さい。生活保護制度の説明をさせていただくとともに、生活福祉資金、各種社会保障施策等の活用について検討します。

(2) 保護の申請

生活保護の申請をされた方については、保護の決定のために以下のような調査を実施します。

- ・生活状況を把握するための実地調査（家庭訪問等）
- ・預・貯金、保険、不動産等の資産調査
- ・扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可否の調査
- ・年金等の社会保障給付、就労収入の調査
- ・就労の可能性の調査

(3) 保護費の支給

- ・厚生労働大臣が定める基準に基づく最低生活費から、収入（年金や就労収入等）を引いた額を保護費として毎月支給します。
- ・生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただきます。
- ・世帯の実態に応じて、福祉事務所のケースワーカーが、年数回の訪問調査を行います。
- ・就労の可能性のある方については、就労に向けた助言や指導を行います。

4. 生活困窮者自立支援制度

政府は、生活保護に頼る前に、早期に困窮状態から抜け出せるようにする生活困窮者支援制度（貸付と家計相談の組み合わせ、家賃補助、低所得世帯の子供への学習支援他）をスタートさせました。この支援制度は、生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）に基づいて行われるもので、生活保護に至る前の、生活困窮者（最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある人）に対して自立支援を行います。

宇部市は、平成 27 年 6 月から本事業を実施しています。宇部市から宇部市社会福祉協議会がこの事業を共同事業体として受託し、NPO 法人や生活協同組合と共同で、「生活相談サポートセンターうべ」（Ⅻ相談先に記載）を運営しています。

事業内容

1) 自立相談支援（支援内容や自立に向けてのプラン作成）、2) 住居確保給付金の支給（有期で家賃相当額を支給）、3) 就労準備支援、4) 就労訓練、5) 一時生活支援（住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所と衣食を提供）、6) 家計相談支援、7) 学習支援（生活困窮家庭の子どもへの学習指導）、8) その他の事業

注 補装具（ほそうぐ）とは、身体障害者が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車いすが有名。肢装具・杖・義眼・補聴器もこれにあたる。

IV 障害福祉サービス

このサービスは、地域生活支援（補装具支給、日常生活用具支給を含む。）、公共料金の割引、手当（特別障害者手当等）、医療費の助成、税金の免除等、多岐にわたります。これらのサービスの詳細については、このハンドブックの相談先にお問合わせください。また、宇部市の「障害者のためのあんしんガイド」等の資料をご覧ください。

このハンドブックにおいては、自立支援給付（介護給付・訓練等給付）、障害者手帳と難病患者等の方々のための福祉サービスの概要について説明をします。

1. 自立支援給付

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）、及びサービス等利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われます。

自立支援給付は、介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に分類されます。「介護給付」は、下記の居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護以外に同行援護等、計9種別のサービスがありますが、これらのうち同行援護、行動援護、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、障害者支援施設での夜間ケア、重度障害者等包括支援等については説明を省略いたします。

(1) 介護給付

サービス種別	サービス内容
① 居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(2) 訓練等給付

サービス種別	サービス内容
① 自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 機能訓練と生活訓練があります。
② 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労継続支援 (A型＝雇成型、B型＝非雇成型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
④ 共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

(3) 利用の手続き

- ① サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口申請し、障害支援区分の認定を受けます。
※一部サービスは、障害支援区分は不要です
- ② 市町村は、サービスの利用の申請をした方(利用者)に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。利用者は、「指定特定相談支援事業者」が作成した「サービス等利用計画案」を市町村に提出します。
- ③ 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項をふまえ、支給決定します。
- ④ 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- ⑤ サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑥ サービス利用が開始されます。

(4) 補装具費(購入、修理費)の支給、日常生活用具の給付

これらの内容については、宇部市の「障害者のためのあんしんガイド」(XII相談先に記載)等をご覧ください。

2. 障害者手帳

(1) 手帳の種類

心身に障害のある人のために、次のような障害者手帳制度があります。就労に当たっては、手帳を所持している方が有利な場合があります（障害者雇用率に算入される）。

① 身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能等の永続する障害のある人。

② 療育手帳

先天的障害や20歳未満での病気やケガによる知的発達障害、知的発達遅滞のある人。
重度をA 軽度をBと表示

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患により、長期にわたり、日常生活や社会活動が制限される人。

(2) 交付申請

いずれの手帳も市町村（福祉事務所）を経由して、県知事に申請します。

① 身体障害者手帳

指定された医師の診断書、意見書、写真を添付

② 療育手帳

18歳未満は、児童相談所、18歳以上は、知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された方に交付されます。この手帳は、特別児童扶養手当、国税・地方税の控除や減免、公営住宅の優先入居等の手続きに必要です。

③ 精神障害者保健福祉手帳

申請には医師の診断書が必要です。診断書の代わりに、年金証書、年金の振込通知書の写しの添付でも手続きが可能です（既に年金を受給している人） 年金1級が手帳1級、年金2級が手帳2級、年金3級が手帳3級となります。

通院医療費公費負担制度の申請も同時に行えます。

障害者手帳は、認定医が、診断基準に従って判定した結果によって、支給が（事実上）決定されます。この点が障害年金支給申請と異なります。

3. 難病患者や重度心身障害者の方々のための福祉サービス

(4) 難病患者

平成27年1月から難病医療法に基づく医療費助成の対象が拡充され、306疾患（平成27年7月1日現在。250疾患追加）となりました。国が定めた認定基準に該当する方へ医療費の自己負担分の一部、または全部が助成されます（所得に応じ一定の負担を求められることがあります）。

(5) 重症心身障害児・者

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重症心身障害といいます。

① 入院・在宅支援・通所事業他

入院診療、在宅支援、院内学級、通所事業等、病院・施設によって提供されるサービスが異なりますので、宇部市障害福祉課へお問合せ下さい。通所事業では、運動機能の低下防止、家庭における療育技術の習得等を支援します。

② 医療費・日常生活用具の給付

病院などで診察を受けた場合に、保険診療の自己負担部分を助成します。また、日常生活の便宜をはかるための用具を給付します。

4. 相談支援・権利擁護

(1) 障害者相談支援

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

宇部市では、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市障害福祉課内に設置しているほか、この事業を事業者に委託しています。

<委託先>

- ①社会福祉法人南風荘 宇部市障害者生活支援センターびあ南風
- ②社会福祉法人光栄会 総合相談支援センターぷりずむ
- ③社会福祉法人扶老会 生活支援センターふなき

(2) 虐待防止

障害者への虐待は、1) 養護者（家族・親戚他）、2) 福祉施設の従業員、3) 使用者によるものに分けられます。国、県、市町は、各々虐待の禁止と防止、早期発見と的確な対応をとるための施策を進めています。宇部市では、宇部市障害者虐待防止センターを宇部市障害福祉課内に設置しています。

児童虐待防止のため、民法、児童福祉法が改正され、親権を制限すること、法人を未成年後見人として、選任できるようになりました。

V 成年後見制度

1. 成年後見制度とは

認知症、知的障害もしくは精神障害などで、判断能力が不十分な人の日常生活を、法律的に保護する仕組みです。

判断能力が十分でない方の後見人は、家庭裁判所が本人にとってどのような保護や支援が必要なのかを考慮して、家族、法律・福祉の専門家（弁護士・司法書士、社会福祉士等）、法人などから適任者を「後見人」に選任します。

本人の判断能力に応じて、次のいずれかの後見人が決定されます。

成年後見人：ふだんの買い物も一人ではできないで、全く判断能力がない方。

保佐人：ふだんの買い物はできても、重要な取引行為はできない等、判断能力が著しく不十分な方。

補助人：重要な取引行為を一人で行うのは困難または不安で、判断能力が不十分な方。

任意後見人：判断能力はいまは大丈夫だが、先行き認知症などになった時の財産管理などが不安な方。任意後見制度を利用し、任意後見人を決めておく。

2. 成年後見制度が利用できるまでの流れ

(1) 法定後見制度（成年後見・保佐・補助）

認知症や知的障害などで判断能力が不十分なため、財産の管理やさまざまな契約などが一人ではできない状態になっている人が対象です。

① 家庭裁判所へ申し立てをする。必要書類は家庭裁判所で受け取ります。

必要書類：申立書、申立事情説明書、収入印紙、申立人の戸籍謄本
本人の戸籍謄本、本人の住民票、登記事項証明書（後見登記されていないことの証明書）、診断書、

② 家庭裁判所に申し立て

必要書類を家庭裁判所に提出します。

③ 家庭裁判所による調査

提出された書類により、家庭裁判所の裁判官による聞き取りや、調査官による調査・聞き取りが行われます。

④ 後見人等の選任

裁判所の調査後、法定後見人（成年後見人・保佐人・補助人）が選任されます。

⑤ 支援開始

法定後見人が選任され、約1ヵ月間で手続きが終了したら支援が始まります。

(2) 費用

裁判所に納める印紙代、切手代に1万円程度、判断能力の鑑定料に5万円～10万円程度の費用がかかります。ただし、鑑定が必要ない場合は鑑定料はかかりません。

3. 任意後見制度

(1) 任意後見制度とは

将来、判断能力が不十分になったときに備え、後見人になってもらいたい人と契約

を結ぶ制度です。

- ① 判断能力が不十分になったら、「任意後見監督人」選任の申立を、家庭裁判所に申し立てます。
- ② 家庭裁判所への申し立ては、法定後見制度と同様の調査が行われたうえで、任意後見監督人が選任されます。
- ③ 家庭裁判所に任意後見監督人を申し立てた後、約2ヵ月後に審判が決定。このことは任意後見人にも通知されます。
- ④ 任意後見人が選任され、約1ヵ月間で手続きが終了したら支援が始まります。

(2) 費用

任意後見制度の費用

公正証書作成の公証人手数料と印紙代に2万円程度、任意後見監督人選任申立の際の印紙代、切手代に6千円程度の費用がかかります。

4. 一口後見人プロジェクト（お気軽☆成年後見）

宇部市における独自の活動として、一口後見人プロジェクト（お気軽☆成年後見）を進めています。市民、企業から幅広く小口の寄付を募り、集まった資金で、講演会、相談会、終活セミナーの開催等後見制度の啓発、普及活動を行うと共に、宇部市社会福祉協議会が、成年後見事務のお手伝い、法人後見の受託を行っています。

注 「終活（しゅうかつ）」とは「人生の終わりのための活動」の略であり、人間が人生の最期を迎えるにあたって行うべきことを総括したことを意味する言葉。主な事柄としては生前のうちに自身のための葬儀や墓などの準備や、残された者が自身の財産の相続を円滑に進められるための計画を立てておくことが挙げられる。

VI 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

福祉サービスを上手に利用できないことから、身の回りのことが十分できなかつたり、日常生活に必要なお金の管理に不安を抱えている人が増えています。「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」は、このような不安をなくして、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるよう支援する福祉サービスです。宇部市社会福祉協議会にご相談下さい。

1. こんなことでお困りではないですか？

- ・福祉サービスを使いたいけどどうすればよいかわからない。
- ・毎日の暮らしに必要なお金の管理に不安がある。
- ・知らないうちに預貯金が引き出され、年金が使われている。
- ・通帳や年金証書をどこにしまったか忘れてしまう。

2. こんなお手伝いをします。

- (1) 日常生活が安心して暮らせるように、相談を受けます（福祉サービス利用援助）。
 - ・福祉サービスを利用する、また利用をやめるための必要な手続きを一緒にします。
 - ・福祉サービスに関する苦情を聞き、解決のための手続きをします。
- (2) 毎日の暮らしに必要なお金の管理を手伝います（日常的金銭管理サービス）。
 - ・福祉サービスの利用料を支払う手続きをします。
 - ・医療費、税金、公共料金、家賃、日用品等の支払の手続きをします。
 - ・年金や福祉手当をもらうために必要な手続きをします。
 - ・支払に伴う金融機関での預金の払戻等の手続きをします。
- (3) 大切な書類や印鑑などを安全な場所で預かります（書類等預かりサービス）。

預かることのできる物

 - ・年金証書、定期預金証書、保険証書、不動産等の権利証など
 - ・実印・銀行印など

3. 地域福祉権利擁護事業が利用できるまでの流れ

相談：社会福祉協議会に困りごと、不安なことについての相談をお受けします。

相談は無料で相談内容の秘密は必ず守ります。

訪問・調査：社会福祉協議会の専門員や関係者が自宅を訪問し、困りごとや生活の状況を聞きます。

契約締結審査会：山口県社会福祉協議会で地域福祉権利擁護事業の利用が可能かどうか審査をします。

支援計画に作成：地域福祉権利擁護事業の利用が可能であれば、困りごとを一緒に考え、あなたの考えに沿うように専門員が関係者の意見も聞きながら、具体的な支援計画を作ります。

契約：社会福祉協議会が契約書を作成し、間違いがなければ、社会福祉協議会と契約を結びます。

援助（支援）の開始：支援計画にもとづいて、生活支援員等がお手伝いをします。

4. 利用料金

- ・相談や支援計画を作るまでの費用は無料です。
- ・生活支援員等が支援計画にもとづいて援助（支援）を行った時は、利用料が必要です。ただし、生活保護を受けている方は無料です。

1回あたり（約1時間程度）1,870円の利用料が必要です。
- ・大切な書類や印鑑などを預かる「書類等預かりサービス」は、貸金庫使用料として年間4,000円の利用料が必要です。

Ⅶ 障 害 年 金

1. 障害年金の理解と対応

障害年金の制度は、大変複雑です。また障害年金の周知度は、厚生労働省の調査で 50% 強であって、受給出来ることを知らない人もいます。障害年金を受給できるかどうかによって、生涯を通じ数千万円の格差が生じることがあります。

1) 基本的なことを理解する、2) 年金事務所や役所、社会保険労務士に早目に相談するといった対応をすることが必要です。

2. 障害年金の受給

病気や怪我をすれば、直ぐに障害年金が受給できるということではありません。

1) 病気や怪我による障害の程度が法定の基準に合致している（ある程度以上に重い。）、2) 障害の状態が 1 年以上続く見込みである、3) 日常生活や就労等に相当の支障が生じている、4) 年金保険料を一定基準（3 分の 2）以上納付している（保険料納付免除期間、生活保護期間を含んでいてもよい。）等の要件を満たす必要があります。この要件については、初診日の前々月まで 1 年間の期間でよいという特例があります。ただし、生来の傷病による障害、20 歳前に初診日のある障害については、納付要件は求められません。保険料が支払えない時は、市へ保険料免除申請手続き（全額、4 分の 3、半額、4 分の 1）をしておく必要があります。

3. 障害年金の申請

年金事務所へ申請します。障害基礎年金（国民年金）の申請は市役所となっていますが、直接年金事務所へ申請できます。受給可否の結果が判るまでに、3~4 ヶ月かかります。診断書等多くの書類を提出しなければなりません、もっとも重要なのが診断書の内容（障害の程度が的確に記述されているか等）です。

注 平成 27 年 10 月 1 日 厚生年金と共済年金の一元化が行われました。障害共済年金の申請は、初診日に加入していた実施機関（市役所勤務中に初診日があった場合は、市町村職員共済組合）へ提出します。

4. 申請のための重要事項

(1) 初診日

障害の原因となった病気や怪我について、初めて医師（歯科医師を含む。）の診療を受けた日を言います。同一の病気や怪我で、医師（医院等）を変えた場合（転医）、最初の診療を受けた日が初診日となります（結果的に誤診であっても最初の受診日が初診となる）。初診日が特定できないために、障害年金の申請ができないことがあります。初診日は大変

重要です。初診日に加入していた年金から支給されます。厚生年金加入中に初診日がある方が有利です。会社退職前に（厚生年金加入中に。）検診を必ず受け、カルテに記録を残さなくてはなりません。会社の健康診断は必ず受けるべきです。

（２）障害認定日

障害の程度を定める日です。その障害の原因となった病気や怪我についての初診日から起算して１年６ヵ月経過した日、または１年６ヵ月以内にその病気や怪我が治った場合（症状が固定した場合。）は、その日を言います。人工透析、人工肛門、人工膀胱、人工弁等に関する例外（特例）があります。

（３）知的障害者

２０歳の誕生日が障害認定日となります。その誕生日の前後３ヵ月（計６ヵ月）の間に精神科を受診しておかれることをお勧めします（この医師に診断書を書いてもらうことになるため、障害に理解のある医師を選びます。知的障害、精神障害の場合、障害の程度を見極めるため、診断書作成までに相当の期間の通院を要します。）、知的能力等を判断するための検査を受けることもあります。

（４）障害基礎年金と障害厚生（共済）年金を受け取っている方の６５歳以降の年金受給

６５歳になると、障害基礎年金と老齢厚生（共済）年金、あるいは障害基礎年金と遺族厚生（共済）年金といった受け取り方を選べます。

（５）老齢厚生（共済）年金受給に際しての特例

３級以上の障害等級に該当、または厚生（共済）年金の加入期間が４４年以上あり、いずれも退職している方（厚生（共済）年金に加入しないで働いている場合は特例に該当）は、報酬比例部分の支給開始年齢から定額部分の年金が支給されます。要件に合えば加給年金も支給されます。

VIII 遺族年金

1. 遺族基礎年金（国民年金）

国民年金の遺族基礎年金は母子（父子）年金です。高校卒業年齢（年金等級１・２級障害者は２０歳）までの子がなければ支給されません。

（１）遺族基礎年金の受給要件

- ① 国民年金の被保険者である方が亡くなったとき
- ② 国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある方が、６０歳以上６５歳未満で亡くなったとき
- ③ 老齢基礎年金の受給権者が亡くなったとき
- ④ 老齢基礎年金を受けるための期間を満たしている方が死亡したとき

* ただし、①と②の場合は、保険料の納付要件（障害年金の項で説明）を満たし

ている必要があります。

(2) 遺族基礎年金が支給される遺族

- ① 18歳到達年度の末日までの間にある子（年金等級1・2級の障害者は20歳未満）のいる配偶者（妻または夫）
- ② 子（上記の①の年齢に該当する人）

(3) 遺族基礎年金の額

（平成27年4月分から）

遺族基礎年金の額＝780,100円（年額、以下同じ）＋子の加算

子の加算 第1子・第2子 各 224,500円

第3子以降 各 74,800円

- * たとえば、子が1人の妻の場合、780,100円＋224,500円＝1,004,600円になります。
- * 寡婦年金、死亡一時金に関する説明は省略します。
- * 年金の支給額は、毎年変わります。

2. 遺族厚生年金（厚生年金）

(1) 遺族厚生年金の受給要件

- ① 厚生年金の被保険者が亡くなったとき
- ② 厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病が原因で、初診日から起算して5年を経過する前に亡くなったとき
- ③ 障害等級2級以上の障害厚生年金の受給権者が亡くなったとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者、または老齢厚生年金を受けるための期間を満たしている方が亡くなったとき

* ただし、①と②の場合は、保険料納付要件を満たしていることが必要です。

(2) 遺族厚生年金が支給される遺族

遺族厚生年金が支給される遺族は、死亡の当時、死亡した人に生計を維持されていた次の方です。

- ① 妻・死亡の当時55歳以上の夫
- ② 死亡の当時18歳（障害者は20歳）未満の子
- ③ 死亡の当時55歳以上の父母
- ④ 死亡の当時18歳（障害者は20歳）未満の孫
- ⑤ 死亡の当時55歳以上の祖父母

* ただし、恒常的な年収が将来に渡って850万円以上（または前年の所得が655

万 5 千円以上) ある場合は、生計維持関係が認められず、その方には受給権が発生しません。

* なお、夫の死亡の当時 30 歳未満で子を養育しない妻は、5 年間の有期給付になります。

* 夫、父母、祖父母の支給開始は 60 歳からです。ただし、夫については、遺族基礎年金を受給中の場合に限り、60 歳前であっても遺族厚生年金が支給されます。

(3) 遺族厚生年金の額

年金支給額は、亡くなった人の保険料納付期間、厚生年金加入期間中の平均標準報酬(月)額によって差があるため、見込金額を示すことは難しいです。年金事務所へお問い合わせ下さい(年金手帳を持参。自分自身の相談ではない場合、委任状を必要とすることがあります)。

<老齢厚生年金受給中の夫が死亡したときの例>

老齢厚生年金受給中の夫が死亡したとき、その人に生計を維持されていた妻があるときは、その妻に遺族厚生年金が支給されます。

遺族厚生年金の額は、夫が受給していた老齢厚生年金の原則 4 分の 3 の額です。夫死亡時の妻の年齢が 65 歳未満の場合、これに中高齢寡婦加算(平成 27 年 4 月から年額 585,100 円)が支給される場合があります。夫死亡時の妻の年齢が 65 歳以上の場合は、経過的寡婦加算が支給される場合があります。

65 歳以降の年金受給

妻に、遺族厚生(共済)年金のほかに、自分の老齢(障害)基礎年金や、自分の老齢(障害)厚生年金などの年金の受給権がある場合、併給されるかどうか、どのような選択が有利かは、それぞれ法令の定めによります。法令に基づいて受給する年金を選択することになります(年金事務所で計算してくれます。説明を聴かれたのちに決めて下さい)。

IX 相続・財産信託

1. 相続

(1) 相続対策とは

相続対策とは、遺産分割(家族争族)対策、財産(遺産を含む。)管理対策、相続税対策であり、その対策を行う責任は亡くなる人にあつて、財産を受ける人ではありません。しかも、対策期限は、亡くなる人の判断能力が正常である間です。早い時期に、周囲の人と協議をした上で、自分の意思を明確に示しておくことが望ましいです。

亡くなる人の悩み（思い）

財産を「ちゃんと」分けられるか。その後財産を含めた諸々の管理をだまされなくて「ちゃんと」、そして「ずっと」できるか。その解決方法がわからない。・・・ということに尽きます。

解決方法

「ちゃんと」するには、信用（信頼）できる他人の力を借りることが必要です。必要な費用を負担できれば、専門職により「しゃんしゃん」と処理できますが、「信用（信頼）できるか」というところと費用対効果に、次の不安を感じるのではないかと思います。

社会資源による解決方法として、弁護士、税理士、司法書士、行政書士等の士業への個別委任、家族信託、特定障害者扶養信託、成年後見、社会福祉協議会の財産管理、生命保険等の複数利用が考えられます。

相続が「争族」となるのは、相続財産が多い場合とは限りません。少ない場合も争いとなります。備えが必要です。

（２）相続税

平成 27 年 1 月 相続税の増税が行われ、課税対象となる死亡者数が、死亡者数全体に占める割合が、改正前の 4.1%から 6%程度に増大しました。地価が高い首都圏や関西圏に不動産を持っている場合は、課税される人の割合は、大幅に増大します。小規模宅地等の特例見直し（平成 22 年税制改正）等の要因もあり、注意が必要です。相続税の申告は、10 ヶ月というタイムリミットがあるため、財産が多い人は、早目の準備と対策を行うべきです（相続財産の調査、相続する人達の合意等に時間がかかります）。相続税の延滞税は、高額ですから注意が必要です。

（３）遺言書

代表的なのは、下記の方式です。

- ① 自筆証書遺言 簡単に作成でき秘密を保てますが、内容が不備で無効となることがある。紛失、改ざんの恐れがある。
- ② 公正証書遺言 口述した内容を公証人が代筆する。効力が高く、紛失や未発見となる可能性が低い。
- ③ 秘密証書遺言 遺言に署名捺印して、公証人に封書で提出する。内容を他人に知られることなく遺言書が紛失することもない。

（４）生命保険を活用した相続対策

生命保険の死亡保険金は、「みなし相続財産」とされ、相続税が課税されます。し

かし、法定相続人1人につき500万円の非課税枠があります。契約時に、一括して保険料を支払う「一時払い終身保険」を利用することも可能です。

2. 財産信託

(1) 信託とは

信託というと、信託銀行や信託会社（以下信託銀行と表示）が受託者となる商事信託を思い浮かべ、福祉の為の信託には、連想が及びません。しかし、今後は、急速な高齢化・少子化・核家族化によって家族による介護力は、低下していくため、福祉型信託の果す役割が大きくなります。また、後見人が財産を着服する等の不正行為によって後見人を解任される事案が増加しています。成年後見制度と各種の福祉信託、あるいは社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を利用することによって、障害者、高齢者等の財産管理や生活を支える力が強化されます。反面、財産信託の場合、相当額の信託報酬の支払いを要します。

成年後見制度は、判断力等が不十分な人を守る制度ですが、信託制度は、判断力のある人（浪費して財産を使い果たす人、重度の身体障害者を含む。）のための財産管理制度です。必要に応じ、信託監督人を置くことができます。

(2) 各種の財産信託

①後見制度支援信託

この支援信託制度は、平成24年に導入され急速に増加しています。財産が多額な場合、後見人は、大半の財産を信託銀行に預けます。預金を引き出すためには、家庭裁判所の許可が必要です。不正防止のため、家庭裁判所も利用を促しているようです（平成27年5月27日 読売新聞）。

②特定障害者扶養信託（特定贈与信託）

この信託は、重度の身体・精神・知的障害者が、安定した生活が送れるようにする制度です。親族等の個人が、金銭等の信託財産を信託銀行などに信託し、障害者に定期的に金銭が給付されます。

この信託の場合、贈与された一定金額（6,000万円）までは贈与税が非課税です。平成25年度から、中・軽度の知的障害者と障害等級2・3級の精神障害者も制度の対象者となりました。この場合の非課税枠は、3,000万円です。

③遺言信託

推定相続人を確認し、相続財産の評価を行った上で、公正証書遺言書を作成します。信託銀行が遺言書を預かります。信託銀行が、これらの作業のみを行う場合と、依頼者が死亡したとき、遺言の内容を執行する手続きも代行する場合があります。遺された方が障害者の場合、執行期間が数十年に及ぶ場合もありますが、信託銀行が管理するので安心です。

④家族信託

親が財産（現金）を預ける委託者となり、受益者として配偶者や子を指名します。葬儀代として、一時金を引出し、残額の中から毎月定額で生活費を引出すようにしておけば、浪費も防止できます。通常の相続の場合と異なり、医師の死亡診断書等があれば預金の引出しができます。

⑤生命保険信託

金銭信託と保険を組合せ、生前に誰にどれだけの保険金を渡すかを決められます。他人にお金を使われたり、保険金をもらった人が浪費をしたりすることを防げます。

(3) 相談先

近くに信託銀行、信託会社がない場合が多いですが、普通銀行等も信託関連業務に関心を高めており、信託銀行等への取次ぎ、紹介を行っています。ⅩⅦの相談先をご覧ください。

また、信託契約の内容について、事前に税務署との調整が必要なことがあります。

X 障害者の住まい

1. 市営住宅

市営住宅は、住宅に困っておられる低所得者のために建てられた賃貸住宅です。このため、民間賃貸住宅などとは異なり、公営住宅法や宇部市営住宅条例などに入居資格が定められており、いろいろな制限があります。

空き住宅募集

定期募集は、毎年4月、7月、10月、1月、の年4回行っています。募集停止以前に空き住宅に申し込まれた人は、受け付けた順に入居を案内しますので、引き続き順番を待たれるか、募集停止以前の申込みを辞退して定期募集に申し込みをすることもできます。その際には多数対応募者としての優遇措置を受けられます。身体障害者向け住宅など、一部の住宅については常時申し込みを受け付けています。

優先入居について（特定目的住宅を除く一般住宅を対象）

高齢者や障害者などで特に住宅に困窮する世帯に複数の抽選番号を割りあてて、当選倍率の優遇を図ります。

優先世帯は次のとおりです。

・ 高齢者世帯	60歳以上の高齢者がいる世帯
・ 子育て世帯等	子育て世帯、母子（父子）世帯、多子世帯
・ 障害者等	身体障害者、精神障害者、知的障害者などがいる世帯

・DV被害者	DV法に基づく接近禁止や退去命令が出されて5年以内か保護等を受けた後5年以内の人
--------	--

2. 県営住宅

県営住宅の入居者募集は、原則として年4回（2月、5月、8月、11月）行っています。県営住宅に応募される方は、原則として次の（1）～（4）すべての条件を満たしている必要があります。

- （1）同居または同居しようとする親族（同居予定者）がある方
内縁関係にある方や婚約者のある方も申し込みます。婚約者の方は、3ヵ月以内に結婚される場合に限りです。
* 高齢者および身体障害者等の方で、単身者でも申し込みできる場合があります。詳しくは所管の（一財）山口県施設管理財団県営住管理事務所各支所（Ⅻ相談先へ記載）等にお問い合わせ下さい。
- （2）収入基準に該当している方
入居予定者全員の総所得金額（過去1年間における所得税法によって算出した所得額）から扶養控除（同居親族1人につき38万円）等を控除した額を12で割った額（所得月額）が、15万8千円以下、高齢者、身体障害者等世帯では21万4千円以下であることが必要です。
- （3）住宅に困っていることが明らかな方
- （4）申込者、同居または同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3. グループホーム（共同生活援助）

（1）グループホームの提供サービス

グループホーム（共同生活援助）とは、身体・知的・精神障害者等が世話人の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、一戸建て等で生活する居住の場を言います。グループホームは、入所施設と比べると規模が小さく、数人で暮らす生活の場です。したがって、グループホームにおける支援は、ひとりひとりのニーズに沿った支援をすることになります。

平成26年4月1日から、グループホーム・ケアホームの2つに分かれていたサービスが、グループホームに一元化されました。この背景には、従来のグループホームの下では介護が必要な方を受け入れることができず、入居後に介護が必要となった場合、本人の希望によらず、ケアホームや入所施設に転居せざるえない状況にあったからです。そこで、グループホームで提供するサービスを「日常生活の援助等

の基本サービス」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2つにしました。その中の介護サービスの提供については、

- (1) 事業者自らが行う「介護サービス包括型指定共同生活援助」
- (2) 外部の居宅介護事業者に委託する「外部サービス利用型指定共同生活援助」

のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みにしました。

＊サテライト型住居

本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として、一人暮らしに近い形態のサテライト住居という仕組みができました。

これにより、地域における多様な住まいの場を増やしていくことが可能になりました。

項目	介護サービス包括型指定共同生活援助	外部サービス包括型指定共同生活援助
利用対象	生活介護や就労継続支援等の日常活動を利用している障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や、相談等の日常生活上の支援を必要とする者（身体障害者は、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者）	
サービス内容	<p>主として夜間において、共同生活を営むべき住居において当該事業所のスタッフにより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する相談援助 ・入浴、排せつまたは食事等の介護 ・健康管理、金銭の管理に係る支援 ・余暇活動の支援、緊急時の対応 ・就労先その他の関係機関との連絡調整 ・その他日常生活を営む上で必要な支援を行う。 	<p>主として夜間において、共同生活を営むべき住居において当該事業所のスタッフにより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する相談支援 ・健康管理、金銭の管理に係る支援 ・余暇活動の支援、緊急時の対応 ・就労先その他の関係機関との連絡調整 ・その他日常生活を営む上で必要な支援を行う。 <p>また、入浴、排せつ及び食事等の介護について、住宅居宅介護サービス事業者への委託により行う。</p>

(2) グループホームの入居費用

【グループホーム（共同生活援助）】

例	30歳男性	療育手帳 B	障害基礎年金 2級
	家賃		30,000円
	食費（朝・夕）		21,000円
	水光熱費	実費	（約 10,000円）
	金銭管理費		500円

昼食代 (400×30)	12,000 円	
その他 (携帯・小遣い等)	10,000 円	計 約 83,500 円

※ グループホームの利用者(生活保護または低所得の世帯)が負担する家賃を対象として、利用者1人当たり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

補足給付額 家賃が1万円未満の場合=実費 家賃が1万円以上の場合=1万円

4. 民間住宅

障害者、とりわけ精神障害者の場合、アパート等の民間住宅を探しにくいのが実情です。関係者の努力によって確保しています。保証人がいない場合、保証会社による家賃保証代行の利用も選択肢の一つです(保証会社に対する法規制が十分に及んでいないという課題が残ります)。神奈川県のある市では、市条例に基づく残置家財の処分費や原状居住支援制度(回収し切れなかった家賃(家賃の7ヵ月限度)、清掃や原状回復費(家賃の3ヵ月分を限度)を保証会社が立替えて支払います。相談支援機関・団体の介在が必要)を採用しているという先進的な事例がありますが、他市へ普及しているという現状ではありません。

注 障害を理由としたアパートやマンションへの入居の拒否等は、不当な差別的取扱い(障害者差別解消法 平成28年4月施行)となります。

5. リバースモーゲージ(逆抵当融資)

自宅・土地を担保にして、銀行等からお金を借入れて、1)生活費に充てる、2)高齢者住宅への入居費用にしたりします。自分(借入れた人)の死後、遺族や銀行が物件を売却して借入金の清算を行います(遺族が返済出来れば売却しなくてもよい)。この制度には、1)地価の下落、2)長生き(長命によって、借りたお金では不足する)、3)金利の上昇というリスクがあるため、対象者は、60歳以上(高齢者主体)のことが多いです。また、資産価値の高い不動産でないと評価の対象にならないことがあります。

宇部市においては、住宅金融支援機構の住宅融資保険を利用するリバースモーゲージを山口銀行、広島銀行が取扱っていますが、年齢の制限等の条件がありますので、各行へ問合せ下さい。

注 1. 社会福祉協議会にも、「不動産担保型生活資金」の貸付制度がありますが、成約件数は少数です。
2. アメリカでは、昭和61年(1986年)に、リスクをカバーする公的保険制度ができてから普及しているようです。

XI 就労について

1. はじめに

障害を抱えながら働くということに対して、現代社会には様々な障壁（障害についての無理解、バリアフリーではない等）が存在します。障壁を取り除き、合理的な配慮の義務付け、また一定数の障害者雇用を義務付けるという制度先行の成果もあって、障害のある人々が「働く」ということについて徐々に理解が浸透しています。

ある日突然、事故や病気の影響で障害者になるということは誰にでも起こる可能性があります。今まで勤めていた会社を辞めざるをえなくなった・・・今まで働いた経験がない・・・そんな事態を想像しながら、障害者の就労の実情を簡潔にまとめます。

2. 企業で働く

障害者の働く先は、企業と障害福祉サービス事業所（作業所）の2つに分かれます。まず、企業で働くについて、これもさらに、**1) 障害を企業に伝えて働く（オープン）、2) 障害を企業に伝えずに働く（クローズ）**の2つに分類することができます。障害者雇用促進法という法律が平成25年に改正され、法定雇用率が2.0%に引き上げられています。また、平成27年4月には、給付金制度の対象が100名を超える従業員を常用雇用する企業まで拡大されました。つまり、企業は障害者手帳を所持する人を雇用する義務が課せられていますので、障害をオープンにした人材を希望するということになります。法定雇用率を下回る従業員100名超の企業は、納付金（不足分1人当月5万円）を国へ納付しなければなりません。オープンにすることで、働く環境（物的・人的）に配慮してもらえるため、働き続けやすいというメリットがあります。一方**2) クローズで働く**ということになるとそうはいきません。例えば、精神科に毎週通院する必要がある場合、毎週休みをもらう必要が出てきます。障害を伏せているため事情を知らない一般社員から、毎週どこに通院しているのか、いつも何の薬を飲んでいるかという疑問が湧いてくるのは自然なことです。聞かれたときに上手く受け答えできればよいのですが、「障害を伝えていない＝隠し事をしている」という心理状態に陥り、クローズにしていることそのものがストレスになって、せつかく就職した企業に長く勤められないという話をよく耳にします。クローズで働くことが悪いと言っているわけではありません。障害が軽度でクローズで頑張っている人もたくさんおられます。ただ、就職はゴールではなく、スタートであり、働き続けることが大切ですから、この点も考慮に入れてオープンかクローズかを決めて下さい。

3. 障害福祉サービス事業所（作業所）で働く

次に障害福祉サービス事業所（作業所）で働くについて述べます。これは、1) 就労移行支援、2) 就労継続支援A型、3) 就労継続支援B型に分類できます。1) は、原則2年

間で一般雇用を目指してトレーニングをするというものです。作業能力の向上も必要なことですが、仕事さえできれば就職できるかというところ簡単にはいきません。挨拶をはじめ、仕事に相応しい言葉遣いや服装、上司や同僚への報告・連絡・相談、仕事以外に身に付けておくべきマナー等を習得し、実際に企業で実習を行います。2)には利用期限はなく、事業所と雇用契約を結んで働き、最低賃金（山口県時給 731 円：平成 27 年 10 月現在）が保障されるという事業です。最低賃金が保障された上で、福祉的な支援も受けられますので、需要が高まっているといえるでしょう。しかし、長時間働いて多くの収入を得たくても営業時間が短く、多くの利用契約者の中でシフトの調整がうまくいかないなどそれぞれ課題があるようです。いきなり企業で働く自信がないけれど、働くことに積極的に挑戦したい方におすすめです。3) は 2) と事業名が A 型か B 型かの違いになりますが、事業としての違いは、①労働契約の締結の有無、②最低賃金が保障されているかいないかです。つまり、3) B 型は、最低賃金が保障されていません。工賃はアップしつつありますが、平成 26 年度の山口県では、平均工賃時給 209 円・平均工賃月額 16,304 円という実績でした。2) と比較して工賃は低いものの、安心して働くことができるのが最大の特徴といえるでしょう。障害者ご本人の特性や能力をしっかりと把握して、将来どんな働き方をしていきたいか、個別支援計画に基づいた支援が受けられます。作業内容については、内職やパン・クッキーの製造、草刈りや清掃、カフェレストランの運営と多種多彩です。興味のある作業所をどんどん見学して自分に合ったところを選びましょう。

4. おわりに

ずいぶん大雑把に説明をしました。文字だけではそんなに多くのことは伝えられません。企業に見学をさせてもらうのは少々難しいかもしれませんが、作業所ならいつでも見学させてもらえるはずです。ひとりでは心細いでしょう。作業所であれば相談支援事業所、障害者雇用企業であれば、障害者就業・生活支援センター（Ⅻ相談先）が相談のつてくれます。まずは自分の今の状態を冷静に客観的に評価して、無理なく続けられる働き方を目指しましょう。

Ⅻ 障害者やご家族のための相談先

相談先を簡略にまとめました。

障害者の福祉サービスの全体的な把握のためには
宇部市の「障害者のための あんしんガイド」を見ましょう。

相談先、障害者手帳、在宅サービス、介護・通所給付、手当・年金等障害者のための福祉

サービス全体を知ることができます（宇部市、障害福祉課で入手して下さい。TEL 0836-34-8314）。

「悩みごと相談窓口一覧 だれかに話してみませんか」（宇部市保健センター）も役立ちます。TEL 0836-35-6533

宇部市市民便利帳は、宇部市ガイド、行政ガイド、生活ガイドを含む総合的なガイドブックです。

生活保護・生活困窮者自立支援事業

宇部市健康福祉部生活支援課

TEL 0836-34-8317

宇部市生活困窮者自立支援事業 生活相談サポートセンターうべ

宇部市琴芝町2丁目4番25号 シルバーふれあいセンター4階

TEL 0836-43-7440

難病・精神疾患

山口県宇部健康福祉センター 精神・難病班

TEL 0836-31-3200 FAX 0836-34-4121

難病

山口大学医学部附属病院 難病対策センター（平成27年9月開設）

TEL 0836-85-3236

重症心身障害児・者施設

宇部市障害福祉課 TEL 0836-34-8314

障害者相談支援

基幹相談支援センター（宇部市障害福祉課）TEL 0836-34-8522

社会福祉法人南風荘 宇部市障害者生活支援センターびあ南風

TEL 0836-31-5151

社会福祉法人光栄会 総合相談支援センターぷりずむ

TEL 0836-36-7571

社会福祉法人扶老会 生活支援センターふなき

TEL 0836-67-2464

成年後見

成年後見人や、その報酬を決めるのは家庭裁判所ですが、まず、宇部市社会福祉協議会（安心サポートセンター）へ相談されたらどうでしょうか。

場所 宇部市総合福祉会館（宇部市琴芝町2丁目4番20号）TEL 0836-22-4378

お金や預金通帳等の管理

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

契約を結んで社会福祉協議会（上記）が、お金を管理し、預金通帳や年金証書を預かります。

相続・遺言

宇部公証役場 宇部市寿町 3 丁目 8-21 TEL 0836-34-2686
司法書士・行政書士

相続税・税務

税理士

財産信託

遺言信託・遺産整理業務（相続手続、遺産分割他）

山口銀行、広島銀行が、信託銀行等への取次ぎを行います。

特約付き金銭信託（家族つなぐ信託）

広島銀行

老齢年金・遺族年金・障害年金

宇部年金事務所 TEL 0836-33-7111

宇部市保険年金課（国民年金） TEL 0836-34-8285 並びに市民センター（7カ所）

山口県社会保険労務士会 社会保険労務士

住まい

県営住宅 山口県施設管理財団県営住宅管理事務所（山口県宇部総合庁舎内 2 階）

TEL 0836-37-0878

市営住宅 宇部市住宅課内アジア JV TEL 0836-37-0211

グループホーム等入居施設 社会福祉法人他 福祉施設

虐待防止（性的虐待、心理的虐待、身体的虐待、経済的虐待、放棄・放任（ネグレクト））

宇部市障害者虐待防止センター（宇部市障害福祉課） TEL 0836-34-8522

障害者や家族の心配ごと、悩みごと

悪質住宅リフォーム、違法な電話勧誘、マルチ商法等のトラブル

山口県消費生活センター TEL 083-924-0799

宇部市消費生活センター TEL 0836-34-8157

人権や財産管理

障害者ホットライン（山口県障害者社会参加推進センター） TEL 083-928-5580

総合相談

宇部市民を対象として、資金貸付、心配ごと、手話通訳、結婚相談等を行っています。

宇部市社会福祉協議会 TEL 0836-33-3131

自殺予防

山口いのちの電話 毎日午後4時30分～午後10時30分 TEL 0836-22-4343

法律的なトラブルや課題

法テラス山口 TEL 050-3383-5490

宇部市役所では、弁護士と司法書士による無料相談が行われています。お問い合わせ下さい。 問合せ先 市民活動課 TEL 0836-34-8233

山口県弁護士会法律相談 県下7ヵ所で行われています。

問合せ先（山口県弁護士会 法律相談センター）ナビダイヤル0570-064-490

本ハンドブックの内容についての問合せ

特定非営利活動法人 ときわ 第2事業所

TEL 0836-32-8923 担当 藤井悌一

うべ障害者サポートネットワーク メンバー 平成27年11月現在

氏名	所属・資格
藤井悌一	特定非営利活動法人 ときわ 社会保険労務士・中小企業診断士
有田信二郎	有限会社 リベルタス興産（重度知的障害者の父親）
北坂 修	税理士・特定社会保険労務士
藤本 薫	特定社会保険労務士
原田脩二	社会福祉法人 光荣会 東部第1高齢者総合相談センター 社会福祉士
西條元康	宇部市役所 障害福祉課
佐々木隆夫	社会福祉法人 宇部市社会福祉協議会 安心サポートセンター
浅野公司	特定社会保険労務士
西村修次	社会保険労務士
赤瀬洋介	特定非営利活動法人 ときわ 精神保健福祉士・社会福祉士

事務局

特定非営利活動法人 ときわ 第2事業所（宇部市寿町2丁目6番28号）

TEL 0836-32-8923

FAX 0836-38-5122

初版発行日：平成 28 年 1 月

発行責任者：藤井悌一（特定非営利活動法人 ときわ 理事長）

発行：うべ障害者サポートネットワーク

連絡先：宇部市寿町 2 丁目 6 番 28 号 ときわ第 2 事業所内

TEL：0836-32-8923 FAX：0836-38-5122

印刷：有限会社リベルタス興産（協賛）